

件名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部生活環境課
根拠法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号） 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）
<p>【改正の概要】</p> <p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で定められた各種申請等の手数料の標準額の変更に伴う手数料の額の改定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査 現行 11,000円 → 改正後 9,900円 2 特例風俗営業者の認定の申請に対する審査 現行 15,000円 → 改正後 13,000円 3 特例風俗営業者の認定の申請に対する審査（同時申請の場合） 現行 11,700円 → 改正後 10,000円 4 特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査（同時申請による減額分） 現行 8,000円 → 改正後 8,700円 	
施行日	平成30年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	